

平成 25 年 9 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 81 号

平成 25 年 9 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 25 年 9 月 10 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、 期 日 平成 25 年 9 月 18 日（水）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 25 年 9 月 18 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（三枝邦彦君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先程、議会広報特別委員長 泊満夫君より、議会広報掲載のため議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので撮影の許可をいたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

また、土庄町職員研修委員会委員長より本会議開催中に職員研修のため副主幹 2 名を出席させていただきたいと依頼がありましたので入場を許可いたしました。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 25 年 9 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、9 月 1 日をもちまして瀬戸内国際芸術祭の夏会期が終了いたしました。豊島及び小豆島への来場者数は、春会期と夏会期を合わせますと 21 万 3,610 人です。多数の方にご来場いただきまして喜ばしい限りでありますとともに、ご

協力いただきました町の皆様方に御礼を申し上げます。

私も、展示作品を鑑賞し、またアーティストの方々との交流の機会を得まして新鮮な体験をすることができました。

より多くの方にそうした体験をしていただきまして、住民の方々にとっては地元の魅力を再発見し、島以外の方にとっては土庄町の魅力を秋の薫アートを含めて秋会期とともに新たに知っていただく場になることを願っております。本日、提案の議案につきましては、補正予算関係が4件、平成24年度土庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定についてが1件、条例関係が3件、新たに生じた土地の確認及びそれに伴う字の区域の変更についてがそれぞれ1件、合計10件でございます。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（三枝邦彦君）

去る9月11日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（三枝邦彦君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、去る9月11日午前9時30分より委員会室におきまして、9月定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず、会期でございますが、本日18日から20日までの3日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査について各委員長より報告していただき、質疑を行います。引き続きまして執行部より、議案第1号から議案第10号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。その後、議案第1号から議案第4号までと議案第6号から議案第10号までを常任委員会に付託をいたします。次に、議員提案であります発議第1号、決算特別委員会の設置についての趣旨説明の後、質疑・討論・採決を行い、続いて決定第1号、決算特別委員会委員の選任について委員の指名を行った後、閉会中の決算特別委員会に議案第5号の付託をお願いいたします。次に、議員提案で

あります。発議第 2 号、道州制導入について断固反対する意見書についての趣旨説明、質疑・討論・採決をお願いいたします。本会議終了後、各常任委員会に別れて付託議案の審査をお願いいたします。明日 19 日は休会とし、明後日、最終日の 20 日は付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑を行います。次に、議案第 1 号から議案第 4 号までと、議案第 6 号から議案第 10 号までの討論・採決を行います。

次に、議員の派遣についてと閉会中の継続調査申出についての採決をお願いします、最後に一般質問を予定しております。一般質問につきましては、通告期限であります 9 日正午までに提出されたものにつきまして提出順に質問をしていただくことにしております。スムーズな運営にご協力いただき、9 月議会定例会を終了する予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

平成25年9月土庄町議会定例会

議事日程（第1号）

（平成25年9月18日招集）

平成25年9月18日（水曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業特別委員会、病院再編調査特別委員会、新小学校調査特別委員会、観光振興特別委員会）
- 第 4 議案第1号：平成25年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第2号：平成25年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第3号：平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第4号：平成25年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第5号：平成24年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定について
- 第 9 議案第6号：土庄町公益的法人等への職員のパ遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第7号：土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第8号：土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第9号：新たに生じた土地の確認について
- 第 13 議案第10号：字の区域の変更について
- 第 14 発議第1号：決算特別委員会の設置について
- 第 15 決定第1号：決算特別委員会委員の選任について
- 第 16 発議第2号：道州制導入に断固反対する意見書

平成 25 年 9 月 18 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（上川正衛君）
10 番（川口幸路君）	11 番（太田和博君）	12 番（藤本誠助君）
13 番（井上正清君）	14 番（三枝邦彦君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡田好平）	教 育 長（藤本義則）
総 務 課 長（難波正樹）	企 画 課 長（糸 英彦）
税 務 課 長（中井俊博）	福 祉 課 長（須浪宏和）
健康増進課長代理（奥村 忠）	住民環境課長（椎木 孝）
人権対策課長（澤田 穰）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（前田満照）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（南堀英二）
病院事務長（三木俊明）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	債権管理室課長（岡田耗使）
総務課課長補佐（川田順也）	総 務 課 係 長（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（三枝邦彦君）

ただいま議会運営委員長からの報告のありましたとおり、本定例会は、本日から 20 日までの 3 日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 25 年 9 月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（三枝邦彦君）

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。

お手元に印刷配布しておりますので朗読は省略いたします。

なお、平成 24 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告にともなう監査委員の意見書につきましては別冊にて配布いたしております。

監査委員より監査の報告を受けております。

お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（三枝邦彦君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 4 番 山崎勝義君、5 番 佐々木邦久君を指名いたします。

会期の決定

○議長（三枝邦彦君）

日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、9月18日から9月20日までの3日間にいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月20日までの3日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（三枝邦彦君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（三枝邦彦君）

総務建設常任委員長 川本貴也君。

○総務建設常任委員長（川本貴也君）

おはようございます。8月7日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催いた
しましたので、その内容について、順次ご報告申し上げます。

まずは企画課。

離島振興計画の変更について説明がありました。

平成25年7月17日をもって正式に小豆島、沖之島が離島指定となりました。
これにより、既に離島指定を受けている豊島、小豊島を編入し、地域名が直島
諸島から小豆島地域に変わりました。

今後は、国が策定している基本方針に基づいて香川県が平成25年4月に策定
している「香川県離島振興計画」を見直すこととなります。港湾、漁港、道路
事業等の補助率のかさ上げ措置は、この計画に位置付けられていることが前提
でありますので、町の離島振興計画の見直し作業に取りかかり、県に再提出す
るそうです。町において8月、9月に第6次総合計画の記載を基本として計画の
策定を行い県へ提出、県は取りまとめた後にパブリックコメントを実施、年内
に国へ計画書を提出します。よって、町は、平成26年度から新たな離島振興計
画に沿い、県と連携しながら離島振興施策を推進するということでした。

委員からは、離島になったメリットは国庫補助率が上がるだけなのか、との
質問に対し、執行部からは、補助率のほかには起債の充当や非公共事業として離
島活性化交付金のソフト事業を活用するとの回答でした。

また委員から、町民への離島振興計画策定に関する意見聴取は具体的にどう
いう形で行うのか、との質問に、執行部からは、3月に策定した第6次総合計画
に沿い、意見聴取をせずに離島振興計画の策定を行うと回答がありました。

次に、税務課より地籍調査完了に伴う固定資産税の課税地積について説明が
ありました。

地籍調査は昭和56年度に四海地区から始まり、平成24年度の土庄地区を最
後に32年間の測量調査が完了し、登記についても7月2日に完了したそうです。
この間、固定資産税の課税地積は、「地方税法」並びに「固定資産評価基準」の
例外規定により、全地域の調査が完了し成果が登記されるまでは地籍調査前の
登記簿地積で課税してきておりますが、平成26年度の課税からは地籍調査後の
地積による課税、本則課税を実施したいとのことでした。

次に、その本則課税に向けた作業スケジュールについては、法務局の登記簿
と町の課税台帳を照合し、課税額の試算と分析を行った後、その結果について
11月頃に議会へ報告いただけるそうです。その後、来年度からの課税となりま
したら、町広報による住民への周知、納税通知書への文書同封により周知を図
る予定だそうです。

委員会として、地積等の試算・分析の結果報告をお願いいたしました。

次に建設課より、新設する大谷ポンプ場の事業概要について説明を受けまし
た。

大谷ポンプ場は大谷地区の埋立地に建設を計画しております。

施設内容は、沈砂池の上一部にポンプ室建屋があり、ポンプ操作盤、自家発
電機が2台、職員の待機室を整備、屋外には除塵機3機、水中ポンプとして常
時用400ミリが2台、洪水時用900ミリが2台の合計4台を計画しています。

全体事業計画としては、ポンプ場の建設費が土木工事、建築工事等合わせて
10億1,326万円、管路工事が5億4,100万円、測量設計委託費が1億1,461万
円、事業費の合計は16億6,887万円の予定です。このうち今年度は、4,700万
円で杭工事を施工する計画であります。事業の完成予定は平成40年頃になりそ
うだという計画となっております。

次に農林水産課より、鳥獣害対策事業について説明を受けました。1番目に野
生動物の生息状況と捕獲について、ニホンジカ、サル、タヌキの被害増加傾向
に加え、イノシシ、ヌートリアも出没し、特にイノシシの被害が中山間を中心
に増えつつあり事態の深刻化が見られる状況です。

ニホンジカは、平成24年度に県が行った生息状況モニタリング調査によれば、
2,400頭と推定され、500頭を島における保護管理上の目標個体数として捕獲す
る計画だそうです。

サルは、平成 24 年度の県の生息状況調査によれば、40 数頭の中山群、120 頭程度の大麻山群、50 頭から 80 頭の段山群が群れを作っているそうです。

イノシシが目撃され農作物への被害報告が出てきたのは平成 21 年頃からで、小豆島一円に被害が広がっており、足ワナ・箱ワナ・囲いワナで捕獲していて捕獲数は増えてきているそうです。

ヌートリアは、県と 2 町でヌートリア防除従事者養成講習会を開催したり、ヌートリア対策協議会を結成しご尽力いただいた結果、68 匹が捕獲され被害が激減しているそうです。

2 番目に鳥獣被害防止総合対策事業について、平成 20 年から 25 年までの捕獲状況、取組状況の報告と侵入防止柵の設置箇所、防護柵の展示圃場箇所の説明がありました。

3 番目に町の取り組みについては、町が作成した被害防止計画に基づき平成 24 年度に猟友会、ワナ免許所持者を任命しての「鳥獣対策実施隊」を設置し、彼らと地域と行政が協働して被害防止活動に取り組んでいくことが大切であるとの考えで対策を進める計画でした。

委員からは、イノシシの推定頭数は把握しているのかとの質問に、執行部から、捕獲頭数は 222 頭であるが個体数調査はしていない、週に 2、3 回は役場に電話がかかってきているのでかなり増えているのではないかという回答に対し、畑は荒らされていてイノシシの数は増えてきていると、別の委員から意見がありました。

最後に、商工観光課より瀬戸内国際芸術祭 2013 夏会期の状況と小豆島とのしようアート化計画について説明を受けました。

7 月 20 日に開幕した瀬戸内国際芸術祭の来場者数は、9 日間で 69,405 人、直島の 17,962 人をトップに、小豆島 13,320 人、豊島 9,913 人、高松港周辺 8,181 人、伊吹島 6,579 人と発表されております。

また、巨大大切手 178 枚を壁面に張り付けた土庄郵便局舎アートプロジェクトも完成しております。ここは次回の芸術祭まで展示の継続を行うそうです。今後の予定として、8 月には武蔵野美術大学わらアート関係者と地元関係者で秋会期に向けて取り組む巨大オブジェクトの制作、9 月には土庄港の太陽の贈り物のライトアップ試験調査の開始と秋以降のライトアップ、オリジナルイベントとして「キネマと音楽の夕べ瀬戸内」、「夏の夕涼みコンサート」、「小豆島石の未来シンポジウム」等々を計画しております。

次に小豆島とのしようアート化計画について、目的は地域住民とアーティストが一緒に島の豊かな自然と風土・文化に満ちた島の魅力を発見しながら、オリジナリティ溢れる作品展開をすることにより地域活性化を行おうとするプロ

プロジェクトで、14組のアーティストが7月から12月までの間、こまめギャラリー、東洋紡記念館、オリーブポートとのしょうにおいて作品の展示を行う取り組みであると説明がありました。

このことは総務建設常任委員会や観光振興特別委員会がかねてから町独自の芸術作品の展示を提案しており、次の芸術祭までの間の観光客誘致という点からもぜひやっていただきたいと委員からも委員会としてもお願いいたしました。

執行部からは、作品展示しながらアンケート等を取り、実際の市場調査、町民の意見を聞いて来年度以降本格的にするのかどうかの参考にする考えであると回答いただきました。

以上をもちまして、閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（三枝邦彦君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。閉会中の教育民生常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、閉会中に2回の委員会と、雲仙市などの視察研修を行いました。視察につきましては、議長に報告書を提出しておりますので、報告書をご覧ください。

1回目の会議は、平成25年7月16日午前9時50分から土庄町役場委員会室で委員全員の出席のもと開催いたしました。

委員会では、住民環境課から一般廃棄物処理施設整備の進捗状況についての報告、教育総務課から高校再編問題についての報告について協議しました。

住民環境課の椎木課長から、一般廃棄物処理施設予定地について、香川県が計画地の背後の法面是正はベンチカット工法しか認めないと言っているので、ベンチカット工法で法面是正をしていくが、以前説明した3年で行うことは厳しいという説明がありました。

この説明に関して、委員からの質問と執行部から回答の主なものを報告します。

委員から、法面是正に3年以上かかるとすれば、し尿処理施設の建設期間を考えると、移転が間に合わない。地元で延長の説明をしなければならないという意見がありました。執行部からは、正式にお願いするのは、延長の期間が明らかた決まってから行いたいという回答でした。

次に高校再編問題につきましては、教育総務課の宮原課長が、小豆地域の高校再編に伴う跡地活用方策検討会に、土庄町から行政代表委員として出席しているため、会議の概要を報告していただきました。

跡地活用方策検討会は、小豆島高校と土庄高校の跡地の活用方法を検討する

会で、香川県が主導し、教育委員会の理事の西村氏が会長になっており、今後現地視察などを行い、活用方策の方向性を取りまとめていくという説明がありました。

この説明に関して、委員から跡地活用に関して、いつまでにどこまで決めていくのかという質問がありました。宮原課長から、今は漠然的な方向性を考えており、長期間かかる見込みという説明がありました。

町長から、次のような補足説明がありました。跡地活用をどんどん進めると「合併賛成か」となりますから微妙な立場ですが、土庄高校は町の中心地にあるので、教育施設以外のものを考えてほしいと県に言っているとのことでした。

2回目の会議は、平成25年8月22日、午前10時10分から土庄町役場委員会室で委員5名の出席のもと開催しました。

本委員会では、土庄中央病院の診療体制と教育民生常任委員会の視察を踏まえた小豆新病院並びに土庄中央病院の運営について協議を行いました。

まず中央病院の三木事務長、蓮池係長から病院の経営状況について、資料を提示して詳しい説明がありました。

病院の収支については、平成19年度から赤字に転落し、以後赤字が続き、10億円保有していた現金も25年6月末には3億9千万円に減少している。収益は年々下がるが、費用はそれほど変わっていない状況である。今後、内科の先生がいなくなると、さらに収益が減るといことが予測されるなどと報告がありました。

次に、三木事務長から、病院の診療体制の変更について説明がありました。内科の上野副院長の異動などによる医師数の減少で、内科の午後からの診療が予約のみにならざるを得なくなること。また、救急患者の受け入れなどにも支障が出てくること、医師が負担に耐えられなくなる恐れがあることなどの報告がありました。病院として医師確保の努力はしているが、これらの対策として、救急搬送の区域の見直し、休日・時間外受診の見直し等が必要であり、島民の命や生活を守るためには、病院や医師を守らなければならないなどと意見の表明がありました。

すでに、病院の現状をお知らせすることによって、婦人会などの団体で、時間外診療などを少なくする活動をロコミで広げようとする活動を行う動きも出ているとの報告がありました。

これらの説明に関して、委員からの質問の主なものは、病院の厳しい現状に対して、議会は何をすれば良いのかとの質問があり、事務長からは、医師の確保や町長・院長の病院経営のサポートをしていただきたいとのことでした。

また、開業医の先生、医師会とお話しをして、当直を月に1回開業医の先生

に来ていただくことはできないのかとの質問に対し、事務長からは、行政レベルでの話になるとのことでした。

次に、土庄中央病院の診療体制と教育民生委員会の視察を踏まえた小豆新病院並びに土庄中央病院の運営について、指定管理者制度の活用、病院の経営に専門のコンサルタントの導入、小豆医療組合議会の全員協議会での勉強会の開催などについて協議を行い、最後にこれらの課題については、病院再編調査特別委員会で議論を進めていただくことになりました。

以上で閉会中の教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（三枝邦彦君）

水道事業特別委員長 佐々木邦久君。

○水道事業特別委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。

本委員会は、8月30日に閉会中の水道事業特別委員会を開催いたしましたので、その概要を報告いたします。

肥土山浄水場導水施設更新工事の工事内容について、また入札方法について、執行部より図面などで詳しい説明を受けました。

まず導水ポンプ槽築造工事の概要について、RC構造で水深2.0m、貯水容量は55.7 m³、殿川の大井取水地点から取り込み、80mmの水中ポンプ3台、うち1台は予備機により原水調整池まで導入します。

原水調整池築造工事について、PC構造で水深7.0m、貯水容量は3,000 m³、屋根はコンクリートスラブで打ち、防水塗装仕上げ。水位監視のための水位計設置、附帯工事として内部管理のための外部にらせん階段と内部に梯子、屋根に避雷針と手すりを設置します。

導水管布設工事について、殿川ダムからの導水管は、耐震管のダグタイル铸铁管の口径200mmを39.3m、口径150mmを4.8m布設します。

殿川の大井取水管から導水ポンプ槽への流入管は、耐震管のダグタイル铸铁管の口径300mmを14.8m、原水調整池への流出管は、耐震管のダグタイル铸铁管の口径200mmを91.1m布設します。

吉田ダムからの導水管は、原水調整池への流出管として耐震管のダグタイル铸铁管の口径200mmを101.6m布設します。

なお、将来予定しています北山水源からの導水については、今回の施工区間に、耐震管のダグタイル铸铁管の口径200mmを94.1m布設します。

送水管布設工事について、原水調整池から次回施工する薬品沈澱池までの送水管を布設する予定です。

排水管について、将来建設する砂ろ過の洗浄水をためた排水池から上澄水を

再利用するための管として、耐震鋳鉄管の 100mm を 86.1m 施工します。

これまで説明した工事にあわせて、電動弁や水位計を制御するための電気計装工事を行います。

以上の説明に対し委員からは、原水調整池には常に 3,000 m³ 貯めておくのかとの質問に対し、執行部からは時期や川の水位により調整池水位の制御ができるため調整するとの回答がありました。

また、北山からの導水は先になるが今回の工事として行うのか、との質問に対し、将来新しくなったところでまた掘り返すというようなことのないように経費削減のため、合わせて工事を行うものであると回答がありました。

2 点目の入札方法について、まず入札の種類については一般競争入札、指名競争入札、一般競争入札には総合評価方式、JV 方式、VE 方式があり、5,000 万円以上の工事は総合評価方式、さらに 1 億円を超える場合は制限付きの一般競争ということでした。

今回の工事は 1 億円を超えるため新小学校建設と同じように制限付き一般競争入札で総合評価方式となるそうです。

制限付きについては、単体企業、JV (特定建設工事共同企業体) などがあり、条件をどのように制限していくか、年度内の完成に向けて委員会に審議依頼がありました。

委員からは、水道施設工事業で特定建設業を持っているところの業者数、地元の建築・土木業者のランク、地元業者が参入できるための方策として JV 方式のメリットなどについて意見が出ました。

執行部からは、JV 方式であれば企業体としての地元割合が最低でも 3 割以上の条件があることや、町に指名参加者資格者名簿の土木業者、A ランクが 12 社ありますが、の提示がありました。

これらを受け、委員会として JV 方式の方が望ましいとの結論に至りました。今後執行部は、指名審査委員会に諮って入札の公示に向け作業を進めます。

以上で、閉会中の水道事業特別委員会で調査・協議したことについて、概略的に説明させていただきました。

○議長 (三枝邦彦君)

病院再編調査特別委員長 井上正清君。

○病院再編調査特別委員長 (井上正清君)

おはようございます。平成 25 年 8 月 28 日に、病院再編調査特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

小豆新病院 (仮称) の建設について、8 月 26 日に組合臨時会で報告事項として説明した資料に基づいた経過説明をお聞きし、協議を進めました。

新病院の概算工事費について、まず本年2月26日の組合議会定例会において、総事業費を75億円とする収支見込みを、そして4月11日の臨時会において、病床数を14床削減し、総事業費を約1.1億円削減して74億円とすることの報告があり、前回7月16日の臨時会において、免震構造を取り止め、耐震構造を採用することとし、その総事業費について現在算定中であること、また、東北の大震災の関係などにより、資材の価格や人件費等が上昇してきており、対応に苦慮しているとの報告を受けました。

具体的には、安井建築設計事務所より免震から耐震への変更に加えて、昨今の物価上昇等の影響を加味した概算事業費の提出があり、地域医療再生基金が追加されました。

まず、概算工事費のうち、免震から耐震へと変更することについて、免震層躯体、装置、オイルダンパー等が不要になりました。掘削土量が減少したことにより、その時点で約3.6億円が削減ということになりました。一方、耐震構造の採用による重点的な補強対策強化として杭仕様の見直し、上部躯体つまり柱や梁の増強による鉄筋やコンクリートの増加などによる増高分が約1億円あり、差し引きで工事費は約2.6億円の削減となりました。

次に、物価上昇による影響額ですが、報道されているように東日本大震災、円安等の事情により建設資材、型枠が14%、鉄筋が16%上昇や人件費が高騰してきております。新病院の設計内容に沿って試算したところ、14%上昇した型枠が3,900万円の増、16%上昇の鉄筋が2,400万円の増、合計6,000万円の増加となっております。

次に、職人の人件費を示す労務単価ですが、平成24年度に比べ全体で14.1%上昇しており、その影響額は約2億3,000万円となっております。25年4月から7月の間においても同率で上昇していると仮定した場合、さらに8,000万円の上乗せとなり、影響額は3億1,000万円となります。このままの物価上昇率が続くものとして推計した場合の影響額は約4億5,000万円となります。もとの建設工事費53億円の約8.5%にあたります。

次に、新病院の抱える重要な課題である医師、看護師等職員の確保対策として、別棟の院内保育所、医師・看護師公舎の整備についての検討も行っております。

まず、院内保育所について、新病院本館とは別棟で整備し、約5,000万円くらいかかると考えております。医師公舎や看護師公舎の整備については、島外からの人材を確保するために重要な役割を果たすことが期待されます。現に、土庄中央病院、内海病院にはそれぞれ医師住宅がありますが、全て埋まっています。周辺のアパート等を手配している状況です。後々の

管理面を考えますと、民間のマンションやアパートを借り上げるのが有力な 1 つの方法ではありますが、新病院の近隣にはある程度の数量が確保できるだけのマンションやアパートがないようです。

その他、医師として緊急な出動に対応できる時間距離がどの程度か、時間にして約 30 分という試算が出ているそうですが、土庄中央病院、内海病院の現在ある医師住宅でいけるかどうか、また仮に新設するにしても設置場所や規模をどうするかなど、多くの検討課題があり、まだ成案を出せる状況には至っておりません。医師・看護師確保に向けて重要な検討課題であり、関係者のご意見をお伺いしながら検討してまいります。

次に、概算事業費における財源について、平成 24 年度の国の補正予算に盛り込まれていた地域医療再生臨時特例交付金は、震災後の労務費等の建設コストの高騰への追加支援として、県全体で 15 億円の要望のうち内示額は 9 億 6,700 万円余りとなってしまいました。要望額の 6 割強、64%にまで削減されています。県では、この 6 割強に削減された内示額に合わせた計画の見直しにより、小豆医療圏の公立病院再編整備は県における重点事業として、2 億 800 万円の配分をいただいております。その結果、小豆医療圏の公立病院再編整備に対する再生交付金は、当初の 25 億円を含めまして総額で 27 億円となっております。

まとめますと、建設工事費は免震から耐震による減額が 2.6 億円、物価上昇による増額が 4.5 億円、別棟の院内保育所の整備で約 5,000 万円、ここまでの合計で 2.4 億円の増となります。また医師・看護師公舎、仮に医師 6 人分、看護師 10 人分程度の整備に要する費用として 2 億 7,000 万円程度としますと、約 5 億円の増加となります。設計監理費、医療器械費、事務費の金額の増減はありません。総事業費は、医師・看護師公舎分を含めて 79 億円となっております。

一方、財源は、再生交付金が 25 億円から 27 億円へと 2 億円増加、へき地医療を行う医療機関への補助など、通常の制度としての国や県からの補助金として 1 億円を見込んでおり、別途、両町長から県に要望している県単独の補助金は含んでおりません。以上により、3 億円の財源は確保される見込みです。

続いて入札方式ですが、病院の新築工事にかかる入札方式については、今後、各町で設置している入札審査委員会と同様の組織を小豆医療組合に設置し、そこで審査の予定ですが、その原案として、本体建築工事、外構工事、別棟として建築する院内保育所工事に分離して発注したいとの考えでありました。

本体工事は、建築プラス電気・空調・給排水衛生設備などを含む一括発注方式とし、一方、外構工事及び別棟の院内保育所についてはそれぞれ分離して地元業者へ発注したいそうです。

分離発注と一括発注にするかの入札方式の詳細については、今後検討を行う

との説明がありました。

委員から、起債の償還と建物・医療機器の耐用年数、過疎債の対象事業についての質問があり、執行部からは鉄筋コンクリートの場合 50 年、医療機器は平均するとだいたい 5～6 年、病院事業債は 30 年の償還期間で、うち 5 年が据え置きで 6 年目から 25 年間で払います。過疎債は負担金に対して充当しますので、本体工事と医療機器全体に対するものだと回答がありました。

委員より、過疎債で 7 割返してもらえとしても、当初の方が医療機器の返済が早い。前回の医療組合の資料にはそのあたりの収支計算が考慮されていなかった。同じ数字を 10 年間記載していた。収支計画がどんぶり勘定みたいな感じがする。経営に対してプロが入らないことには、町の職員やお医者さんが経営しているのでは、全国ほとんど 99% くらいが赤字である。経営そのものを相当慎重にやらないと、町財政が疲弊してしまうんじゃないかとの意見がありました。

町長より、概算で 79 億、4 億円増えたなかで、設備投資をいかに抑えるか、病院事業債は 25 億円だが負担金をいかに抑えていくかというのが 1 つの課題になっている。入札の問題、県単独の助成金ということを両県議にお願いし、経営感覚を持った事務長でないと経営をやっていけないと思っておりますので、その点も含めてあとの経営も早急に検討に入るということでした。

また委員より、医師の確保について、具体的に見通しが立っているのかどうか。中央病院を診療所にすると、予算・費用も今以上にかかってくるし、医師の数も必要になってくる。豊島についても具体的に新病院からどういうふうに医師を派遣するのか。土庄町の福祉バスふれあい号、この扱いがどうなるのか、に対し、執行部より、診療所については、基本として内科、小児科、整形くらいを診療科とすることくらいしか、まだ決まっておりませんが運営については再編病院でやっていくそうです。豊島と大部の巡回診療については、引き続き継続してやっていくというふうにしております。

医師の確保については、島全体で考えることであり、両町長並びに佐藤医療管理者ともどもが、各関係大学、香川大学・岡山大学・自治医科大学の方にそれぞれ医師の確保のお願いに行っている状況です。

ふれあい号は、車両の老朽化問題、新病院までの交通手段、診療所等跡地問題などを含めて考えなければならないということでした。

委員より、新病院の医者総枠、必要数は何人かに対し、想定している医師数は、常勤と非常勤がありますが、常勤の数が計画上の科目から 35 人を予定、現在の両病院の足した数にプラス 11 人の数になります。今の両方の医者の数から 11 人は新しく増えると想定しているそうです。

また委員より、病院の経営というのは非常に難しい、コンサルが必要ではないのかと意見がありました。

以上で、閉会中の病院再編調査特別委員会で協議したことについて、概略的に説明させていただきました。

○議長（三枝邦彦君）

新小学校調査特別委員長 藤本誠助君。

○新小学校調査特別委員長（藤本誠助君）

おはようございます。

去る、8月22日に新小学校調査特別委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

まず課長より工事の入札結果について説明がありました。6月27日に実施しました制限付き一般競争入札ですが、今年4月10日という県内で一番早く公告いたしまして、広く業者を募集しましたところ、当初11社の参加希望がありました。その後、見積もり期間から入札当日までに4社の辞退がありまして、最終的に入札に参加したのは7社ということでした。

結果は大成建設四国支店が19億9,290万円で落札したわけですが、入札結果表の詳しい説明を受けまして、今回の入札では総合評価を採用しているので、各業者の技術力や実績、地元への地域貢献などの点数を評価値として採用したために2番の業者と3番の業者が、入札価格は3番の業者の方が4,800万円安いのですが、総合評価での実績で2番の業者の方が上位になっているとのことでした。そして現在の県下の入札状況はますます職人不足や資材の高騰が続いておりまして、かなりの額の入札においてでも2、3社の参加がやっとという状況で落札価格も予定価格ぎりぎりということでありました。

なお、町の方からは大成建設には町内下請業者を積極的に活用して頂くようお願いしており、今後とも町内のあらゆる業者の活用をお願いしていくとのことであります。

次に全体の工事のスケジュールについて説明がありました。

工程表より平成25年度8月より準備工事が始まり、9月16日より校舎棟の杭打ち工事が始まり、10月からは体育館の杭打ちも開始され、杭は全部で140本打つとのことでした。

今年度の予定は3月末で校舎は2階まで、そして体育館は杭打ち工事のみとなります。25年度の出来高の予定は、16.6%で3億3,100万円。26年度が83.4%で16億6,190万円となります。金額的にのぼらないのは、設備工事がほとんどできないからだということでもあります。

次にプール棟につきましては、地元、佐伯工務店、丸島ハウジングサービス、田中電気工事が工事をいたしますが、24年度予算の繰越工事のため25年度中の完成となります。

それから防災倉庫ですが、敷地のスペース等の問題で、26年度に実施したいと思っています。運動場整備工事は、暗渠排水やグラウンドの表土、遊具などの設置となり、駐車場整備工事は、教職員や来校者用の駐車場の整備ですが、運動場と併せて校舎完成後の工事となるとのことでした。

質疑に入りまして、委員からは工事中の現場視察についての質問に、課長より工事の進捗によって何回か議員に見ていただくとの答弁がありました。その他いろいろな意見、質問が出されましたが、主なものだけ紹介させていただきました。

次に私の方から、起工式も無事終わりました、今後は順調に工事が進んでいくと思われるので新小学校調査特別委員会も今回をもって廃止し、あとは教育民生委員会をお願いしてはどうかと提案しましたところ、全会一致で賛成していただきました。

以上で閉会中の新小学校調査特別委員会で審議いたしました内容についての報告を終わりますが、最後に、平成23年7月21日の議員発議によりまして当委員会の設置を決定し、8月4日に開催の初回委員会から本日報告しました8月22日の委員会までの2年間で、延べ10回開催しております。新小学校建設について、災害時における児童の安全性を考慮し、あらゆる角度から慎重なる調査・検討を行ってまいりました。6月27日には工事業者も決まり、7月臨時会において工事請負契約締結の決議がされ、間もなく工事に取り掛かると聞いております。立派な新校舎の実現を期待いたします。当委員会の委員の皆さんはもとより、議員の皆さんには貴重なご意見・ご協議をいただいたことに改めてお礼を申し上げ、新小学校調査特別委員会の最後の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（三枝邦彦君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

失礼します。8月28日に、観光振興特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

商工観光課からは、小豆島の新たな観光ルートについて説明がありました。土庄町が観光立町として施策を推進する上で、また、観光を推進する上で、島の観光ルートの設定は大変重要であると考えており、既存の観光地にプラスして、最近ブームといわれておりますパワースポットをとり入れた、「小豆島の近

場のオススメコース」と「日帰りパワースポットコース」の2つの案の提示がありました。

「小豆島の日帰り近場のオススメコース」では、土庄港のチェ・ジョンファの『太陽の贈り物』からスタートして、宝生院の真柏、土渕海峡に戻り、迷路のまち周辺を散策、昼食、エンジェルロード、重ね岩、その後に土庄港に帰るパターンと、日帰り10時間コースということで、土庄港を起点として『太陽の贈り物』、宝生院の真柏、その後北海岸へ向けて残石公園周辺、石の絵手紙ロードを見ながら小部の恵門不動、その後、寒霞溪に登り、オリーブ公園、最後にエンジェルロードを見て土庄港に帰るというものでした。エンジェルロードにつきましても、当然潮が引いた時間を訪れるのがベストでありますので、そのあたりは当日の時間表を見て柔軟に時間を設定する必要があります。1つの案ということですが、今後、1泊2日、2泊3日を想定した案を作成する必要もあるとの説明がありました。

委員より、重ね岩は県外車が多く、道路は一車線、車をかわすのに苦労するのがどうするのか、との質問に対し、近々土庄町のホームページを一新するので、効果的な情報発信を考えているそうです。

また委員より、パワースポットとして笠ヶ滝・大観音・山の観音や、山岳霊場めぐりを追加することや、駐車場の表示、レンタカーやオリーブバス、レンタサイクルの案内、食事場所の案内、バナー広告の検討、高見山の再開発等々の提案がありました。

続いて企画課から、海上交通問題に対する検討結果についての報告がありました。

昨年度、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、公設民営方式を踏まえた新規航路構築の検討・研究をした結果報告書は、目的として航路運賃の中でも特に車両航送料金が高いので、公設民営方式を研究し、利用者にとって利用しやすい航路の構築を目指すものでありました。

土庄東港から高松港は生活航路とはならず、土庄町が船舶を建造し、貸与・運航委託することは可能ですが、将来民間事業者が撤退すれば莫大な維持費が残ることから、事前の市場調査の必要性を指摘していました。対象船舶2隻の財政計画は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構を利用し、建造費のみ負担する最少額のケースの償却見込額は、初年度は4億円、それ以降11年に渡り毎年1億7,800万円の支払いが発生するとしています。報告書の結論から言いますと、なかなか新規で値段を安くするというのは、活性化にとって非常に大事であるが、よほど慎重に市場調査等を行わなければならないということでした。基本的には、船というのは海上交通として道路の延長にありますので、交通インフラ

として今後も運賃低廉化についていろいろな面から努力していきたいとの報告でした。

委員より、土庄、池田、内海から高松の売り上げを計算した場合に、2隻は絶対無理であり、1隻は高速艇、そういった考え方をしないといけない。人は本州から入る方が多い。そのあたりの事業計画を考えた方がいいのではとの意見がありました。

次に、銚子溪お猿の国について、現状説明と提案がありました。

現在安全モーターズがサルのおさやりと飼育管理を行っています。それ以外の愛の泉・駐車場・店舗等含めた14の物件部分は島バス所有の物件です。しかし島バスは精算会社となっておりますので、これらの物件については債権者である日本政策金融公庫の申し立てによって高松地方裁判所が差し押さえし、競売手続きをしています。

平成25年3月に、ある会社が最高値買受の申し出をし、1度売却許可となりこの物件を購入したが、利用する上では本件不動産は、ニホンザルの飼育と一体的であり、現状以外の利用はできないということから、裁判所に対して取り消しを求めました。いわゆる売却を不許可とする裁判を求めましたが、裁判所は評価書において本件の不動産が自然公園法に基づき指定された瀬戸内海国立公園第2種特別地域にあることが記載されていることから、不動産の利用が法律上また事実上、相当程度制約されることは十分想定できるとの理由で、この事業者の抗告を棄却しました。

そうした経緯があり、現在のところ、14の物件については、再度期間入札となりました。裁判所の通知によると、買受可能価格1,252万8,000円で、期間入札による売却を実施するとしています。入札期間については平成25年9月6日から9月13日までで、もしこの期間に買受の申し出がなければ、9月19日から9月25日の期間、特別売却を実施するとしています。特別売却の場合、買受人の決定方法は先着順、売却の価格は期間入札と同じく1,252万8,000円以上の金額となっています。

そこで土庄町としては、銚子溪のニホンザルというのは、県の天然記念物にも指定されており、観光資源として今後活用する必要がありますし、農作物等に被害が生じないように、サルの管理については将来にわたって、十分な配慮が求められていることから、入札期間内に直接購入するなど対応したいと思っている状況であり、委員の皆様方のご意見を伺いたいとの提案がありました。

委員より、地元では皆心配している、ほったらかしではいけない、町に持ってもらわないと。施設の維持管理はある程度メンテナンスできるけど、サルの飼育は当然やっていかなければならない。町がこれを買った場合、安全モータ

ースがサルの飼育を放棄したら困る、等々の意見があり、執行部からは、現在のところ業者が営業しているので、とりあえずは町が基本的にはここを購入して、第三者に渡らないようにしたい。今後については、安全モーターズとの取り決めが必要という事で、再度協議をしていただくことになりました。

続いてオリーブバスについての報告がありました。

同社は国及び県から生活交通維持費補助金の交付を受けておりますが、平成22年度から平成24年度までの補助金で過大に請求していた事実が認められ、一部が取り消され、補助金の返還及び加算金が命じられます。この経緯としましては、本年4月同社から内部調査の結果、不正の事実があったと自主的な申し出がありまして、事実確認のため調査を国及び県がいたしたところ、不正の事実が認められ、今回の処分決定となりました、との報告がありました。

委員より、オリーブバスへの職員の出向に対し、町長より、両町から1人ずつ派遣する予定であるとのことでした。

また委員より、前の観光振興委員会で、備讃瀬戸の世界自然遺産の話ですが、その後企画の方で、行政調査研究班を立ち上げていただきまして、現在いろいろなところを調査中との報告がありました。

以上で閉会中の観光振興特別委員会で協議したことについて、概略的に説明させていただきました。ありがとうございました。

委員長報告に対する質疑

○議長（三枝邦彦君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、

これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

病院再編調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、病院再編調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

新小学校調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、新小学校調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（三枝邦彦君）

観光振興特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（挙手 川口議員）

○議長（三枝邦彦君）

10番 川口幸路君。

○10番（川口幸路君）

観光振興の委員長の話の中で、公設民営化ですね、船の航路の。企画課長の方で調べていただいた資料は僕もよく読みました。委員会でも報告ありましたが、先ほど委員長の報告聞いておると、公設民営化は進むのか、撤退するのか、どうなんですか。さっぱり分からない。公設民営化はやめたのか、いやいや逃げずに前向いてやるのか、保留なのか。この辺がさっぱり見えないので、それだけちょっと委員長、報告をお願いします。

○議長（三枝邦彦君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

先ほどの報告の中でも言いましたように、高松航路についてはフェリー2隻では、とても採算が合わない。1隻は高速艇にしたらどうか。それから、本州からの入りが大事なので、そちらの方も検討が必要ではないかということで、継続中ということになっております。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

ほかにございませんか。

9番 上川正衛君。

○9番（上川正衛君）

9番、上川です。先ほど競売に出てる銚子溪の土地の件でございます。その件について、報告の中にあつたかも分かりませんが、どういうふうな方向へ動かすのか。どういう方へ持って行こうとしているのかというのを、再度聞きたいです。

○議長（三枝邦彦君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

報告書の中で、今サルの飼育については業者が行っております。この件に関して、町としての交渉を進めていただき、先行きを考えて検討に入りたいという方向で、委員会の方はやります。

○議長（三枝邦彦君）

9番 上川正衛君。

○9番（上川正衛君）

9番、上川です。サルの飼育じゃなくて、いわゆる今競売に出ている土地をです、どうするのか。例えば、購入するのかしないのか。そういう話が出てるのであれば、土地の方をどうするかということを知りたい。

○議長（三枝邦彦君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

委員会の方では執行部の方に、今後については安全モーターズとの取り決めが必要ということで、再度協議をしていただくという格好にしております。従いまして、その先のことについては協議をいたしておりません

○議長（三枝邦彦君）

9番 上川正衛君。

○9 番（上川正衛君）

9 番、上川です。分かりましたが、その取り決めというのは何でしょうか。どういったものを指すのでしょうか。分かる範囲で結構ですから教えていただきたいと思います。

○議長（三枝邦彦君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

取り決め等、詳しい内容につきましては、委員会では協議しておりませんので。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、観光振興特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

新小学校調査特別委員会について、先ほどの委員長報告のとおり慎重なる調査・検討により当初の目的を達成することができましたので本日をもって当委員会は調査終了により廃止することといたします。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 36 分

再 開 午前 10 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～議案第10号）

○議長（三枝邦彦君）

日程第4、議案第1号、平成25年度土庄町一般会計補正予算第2号の件から日程第13、議案第10号、字の区域の変更についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（三枝邦彦君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

それでは、私の方から、今議会に提案されました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案書並びに審議資料をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、平成25年度土庄町一般会計補正予算第2号でございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明いたします。

歳出といたしまして、14ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費のうち一般会計につきましては、副町長不在と参与就任による人件費の組み替えでございます。

企画費は、消費者行政活性化事業が県費補助対象となったため組み替えを行っております。2項徴税费につきましては、地籍調査完了に伴う固定資産税課税に向けたシステム委託料でございます。

16ページをお願いいたします。3款民生費2項児童福祉費につきましては、一部財源が国庫支出金から県の臨時特例事業補助金に変更になったため保育所費は組み替えを行い、子育て支援センター事業につきましては財源更正を行っ

ております。児童館運営事業につきましては、豊島児童館の遊具を撤去するものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費の、地域自殺対策緊急強化基金事業につきましては、自殺者削減のためパンフレットを作成し配布するもので全額県費でございます。2 項清掃費でございますが、円安などによる価格高騰によりまして指定ゴミ袋購入不足分となっております。

18 ページをお願いいたします。3 項水道費につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

5 款労働費 1 項労働諸費につきましては、働く婦人の家の厨房の修繕と備品購入でございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費でございますが、有害鳥獣被害防止対策事業のうち委託料及び原材料費につきましては、大部地区におけるイノシシ被害防止に係る費用でございます。財源のうち 2 分の 1 は県費でございます。

鳥獣害対策協議会補助金につきましては、単価アップなどによる増額でございます。地区鳥獣害対策協議会補助金につきましては、北浦地区及び大部地区に対するものでございます。

次の地域農業マスタープラン作成事業につきましては、農地種別マップなどを作成し、地域の担い手の確保などを図るため全額県費でございます。次の青年就農給付金事業につきましては、1 人当たり 150 万円でございますが、夫婦の場合は 1.5 倍でございますので不足分でございます。

21 ページをお願いいたします。

オリーブ生産拡大推進事業につきましては、既存園地の灌水施設の追加により増額となったもので財源としては全額県費となります。

次の瀬戸の農村生き生き体験支援事業につきましては、大鐸村里味噌づくりの会に対しまして、施設整備と備品に係る補助金で財源のうち 2 分の 1 が県費でございます。もう 1 件につきましては、豊島地区の民泊を行う個人に対する備品整備に係るものでございまして、財源のうち 2 分の 1 は県費でございます。

次の耕作放棄地再生対策事業につきましては、小瀬地区での事業費が増加したことによるものでございまして、財源は全額県費でございます。

次のグリーンツーリズム推進事業につきましては、大鐸地区収穫祭への補助金で町費補助金が新たに 4 分の 1 補助となったためでございます。財源のうち県費 5 万円を減額いたしております。

次のオリーブ牛研究事業につきましては、販路拡大のための PR などに要する補助金でございます。

次の農地一般事業につきましては、渦江地区の水路の事業費の減少と、黒岩

地区の水路事業につきましては公共性が高いということで事業費に係る地元負担金を免除したものでございます。

次の農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、農地等の保全管理と取り組みへの推進を図るものでございまして、全額県費でございます。

3項水産業費でございますが、小部漁港の護岸の修繕及び王子前漁港臨港道路側溝の修繕費となっております。

22 ページをお願いいたします。7款商工費 1項商工費のうち観光事務費につきましては、臨時職員の賃金でございます。

観光団体イベント助成事業につきましては、小豆島温泉観光振興協同組合に対する補助金でございます。

次の瀬戸内国際芸術祭事業につきましては、迷路のまちに石の絵手紙を設置するための委託料でございます。

次の小豆島映像支援事業につきましては、瀬戸内海賊物語に係る補助金でございます。

次の高見山公園句碑移設事業につきましては、赤松柳史の句碑を太陽の丘から移設するための設計委託料となっております。

8款土木費 1項土木管理費につきましては、国道 436 号整備期成同盟会負担金でございます。

2項道路橋りょう費でございますが、町内 5 か所の道路修繕及び 8 か所の道路新設改良費となっております。

24 ページをお願いいたします。3項河川費でございますが、町内 4 か所の生活排水施設の整備となっております。

4項港湾費でございますが、港湾施設維持管理費につきましては土庄港務所 1 階の空調の修繕費でございます。港整備交付金事業につきましては節の組み替えを行っております。

26 ページをお願いいたします。

6項住宅費のうち公営住宅維持管理費では、退去時の修繕費が退去件数の増加によりまして増額となるものでございます。また改良住宅維持管理費につきましては、白蟻被害によりまして 2 戸分の修繕費でございます。

9款消防費 1項消防費でございますが、消防団運営事業につきましては、鹿島班警鐘台モーターサイレンの購入費となっております。

次の消防団施設維持管理費につきましては、消防団員 2 名の途中入団に係る被服費及び大部分団屯所の屋根修繕費となっております。

次の災害対策事業につきましては、高潮被害表示ステッカー更新に係る費用並びに防災拠点における太陽光設置事業でありまして、アクティブ大鐸が追加

になったことによるものでございまして、財源につきましては全額県費でございます。

10 款教育費 1 項教育総務費につきましては、外国語指導講師の交代による旅費及び研修負担金でございます。

28 ページをお願いいたします。

2 項小学校費でございますが、四海小学校での消耗品に要するもので全額寄附金でございます。

4 項幼稚園費でございますが、大鐸幼稚園雨漏り修繕費となっております。

5 項社会教育費のうち、公民館維持管理費につきましては北浦公民館の非常灯修繕費となっております。

次の人権教育事務費及び 31 ページになりますが学力向上総合推進事業でございますけれども、全国人権同和教育研究大会参加に要する旅費及び資料代となっております。

6 項保健体育費でございますが、高見山グランド整備などに係る賃金でございまして、シルバー人材センターへの委託料は減額をいたしております。

11 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費でございますが、風雨並びに台風などに伴う側溝堆積物の除去が 6 か所、落石撤去及び路面流出工事などが 8 か所及び道路の石積工事など 3 か所の修繕及び工事費となっております。

以上が補正予算の概要でございまして財源の不足分につきましては普通交付税を充てております。今回の補正額は 6,510 万 5,000 円の増額となっております。補正前の予算額と合計いたしますと 77 億 5,133 万 2,000 円となっております。

次に地方債の補正でございますけれども、6 ページにございます。港整備交付金事業唐櫃漁港の追加と、それから同じ交付金事業の田井漁港の変更となっております。

続きまして、33 ページをお開きください。

議案第 2 号、平成 25 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、38 ページをお開きください。

歳入につきましては、4 款 1 項繰越金を充てておりますが、不足分につきましては 5 款 1 項一般会計繰入金でございます。

歳出につきましては、2 款業務費 1 項送配水費の送配水事業につきましては、町道壇山線に伴う導水管の移設などの修繕費となっております。

建設改良事業につきましては、2 簡水の統合に係る基本計画策定業務委託料の不足分及び貯水池から浄水場までの導水管の布設替え工事を予定をいたしてお

ります。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 565 万 9,000 円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと 2,897 万 2,000 円となっております。

続きまして 41 ページをお開きください。

議案第 3 号、平成 25 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号でございまして。

第 1 条歳入歳出予算の補正でございまして、46 ページをお願いいたします。

歳入ですが、4 款 1 項療養給付費等交付金につきましては、前年度療養費交付金が精算によりまして追加交付になりました。従いまして歳出金額を調整いたすために、9 款 1 項の財政調整基金繰入金を減額をいたしております。

次に歳出といたしまして、48 ページの 1 款総務費 1 項総務管理費につきましては、療養費のレセプト点検委託料とそれに要する郵便料となっております。

2 項徴税費につきましては、保険税の過誤納金の還付金でございまして。

4 款 1 項の前期高齢者納付金等につきましては負担金確定による不足分でございまして。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 95 万円の増額となり補正前の予算額と合計いたしますと 20 億 9,464 万 9,000 円となっております。

続きまして、51 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、平成 25 年度土庄町介護保健事業特別会計補正予算第 2 号でございまして。

第 1 条歳入歳出予算の補正でございまして、56 ページをお願いいたします。

歳入につきましては 8 款 1 項繰越金でございまして。

歳出といたしまして、1 款総務費 2 項徴税費につきましては保険料過誤納金還付金でございまして。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金につきましては、前年度精算に伴う国庫負担金等への返還金でございまして。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1,730 万 7,000 円の増額となります。補正前の予算額と合計いたしますと、15 億 8,633 万円となっております。

59 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、平成 24 年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定についてでございまして、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定によりまして、平成 24 年度一般会計、

特別会計歳入歳出決算及び平成 24 年度土庄町公営企業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、61 ページをお開きください。

議案第 6 号、土庄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。審議資料は 1 ページになっております。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定する特定法人へ職員を派遣するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、65 ページをお願いいたします。

議案第 7 号、土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。審議資料は 5 ページとなっております。救急医療体制を維持する必要から医師の救急勤務手当を新設するため本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、67 ページをお願いいたします。

議案第 8 号、土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例でございます。審議資料は 7 ページとなっております。戸形公民館の研修室を貸与するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、69 ページでございます。

議案第 9 号、新たに生じた土地の確認についてでございます。審議資料は 9 ページとなっております。香川県が県道屋形崎小江湊崎線の整備の際、公有水面を埋め立てたことによりまして新たに土地が生じたことの確認のため議会の議決を求めるものでございます。

続きまして 71 ページでございますが、議案第 10 号、字の区域の変更についてでございます。議案第 9 号で確認した土地の所在を字に編入することによりまして、区域が変更となることから議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 10 号）

○議長（三枝邦彦君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

ただ今、説明のありました日程第 4、議案第 1 号 平成 25 年度土庄町一般会計補正予算第 2 号から日程第 13 議案第 10 号、字の区域の変更についてまでの全議案について質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 4 号までと議案第 6 号から議案第 10 号までにつきましては常任委員会に付託する予定でありますので委員会付託の趣旨を十分

ご理解の上、質疑をお願いいたしたいと思います。

質疑のある方はご発言願います。

(挙手 泊議員)

○議長（三枝邦彦君）

7番、泊満夫君。

○7番（泊 満夫君）

7番、泊でございます。

今の条例関係でですね、議案第6号の公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正、この関連について、私自身が所管の委員会には所属しておりませんので、内容6点ほど質問事項をお伺いいたしますので、その分について総務建設委員会で答えていただき、審議いただくことをお願いし、発言を終わりたいと思います。

○総務建設常任委員長（川本貴也君）

取り上げる、取り上げんは、委員長権限で結構なんですよ。

○議長（三枝邦彦君）

他にございませんか。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので議案第1号から議案第10号までの全議案についての質疑はこれをもって終了いたします。

委員会付託

(議案第1号～議案第4号、議案第6号～議案第10号)

○議長（三枝邦彦君）

ただ今、議題となっております議案第1号から議案第4号までと議案第6号から議案第10号までの各議案については会議規則第38条第1項の規定により所管の委員会に付託することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第4号までと議案第6号から議案第10号までの各議案については所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

決算特別委員会の設置（発議第 1 号）

○議長（三枝邦彦君）

日程第 14、発議第 1 号、決算特別委員会の設置については議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（三枝邦彦君）

6 番 川本貴也君。

○6 番（川本貴也君）

発議第 1 号につきまして趣旨説明をさせていただきます。

決算特別委員会の設置について、別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条の規定により、提出するものであります。平成 24 年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定につきましては、土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置して付託審議とするものであります。

委員会の名称、決算特別委員会。設置の期間、議決の日から決算審査終了まで。委員の定数 7 名。設置の理由としましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため特別委員会を設置しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（三枝邦彦君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（三枝邦彦君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号についての質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（三枝邦彦君）

発議第 1 号、決算特別委員会の設置について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

決算特別委員会委員の選任（決定第 1 号）

○議長（三枝邦彦君）

日程第 15、決定第 1 号、決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（三枝邦彦君）

それでは、決算特別委員会委員に、

1 番 福本耕太君、4 番 山崎勝義君、5 番 佐々木邦久君、7 番 泊満夫君、8

番 山本良熙君、9番 上川正衛君、そして、私、三枝邦彦。

以上、7名の諸君を指名いたします。

○議長（三枝邦彦君）

お諮りいたします。

ただいま指名の諸君を決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの指名の諸君が決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（三枝邦彦君）

この際、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思っております。

休 憩 午前 11 時 06 分

再 開 午前 11 時 09 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（三枝邦彦君）
再開いたします。

決算特別委員会正副委員長の決定

○議長（三枝邦彦君）
休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。
委員長、山本良熙君、
副委員長、山崎勝義君
以上でございます。

委員会付託（議案第 5 号）

○議長（三枝邦彦君）
日程第 8、議案第 5 号、平成 24 年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

○議長（三枝邦彦君）
お諮りいたします。

議案第 5 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（三枝邦彦君）
ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号については、決算特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議員提案、趣旨説明の説明（発議第 2 号）

○議長（三枝邦彦君）

日程第 16、発議第 2 号、道州制導入に断固反対する意見書については議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

6 番 川本貴也君。

○6 番（川本貴也君）

発議第 2 号について趣旨説明をさせていただきます。

道州制導入に断固反対する意見書を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条の規定により提出するものであります。

我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行なわないこと。」を決定し、本年 4 月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7 月 18 日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い。うえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体として国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々土庄町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。どうぞよろしく申し上げます。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（三枝邦彦君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

ただ今、説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。
質疑のある方はご発言願います。

(挙手 山田議員)

○議長 (三枝邦彦君)

3 番 山田建之君。

○3 番 (山田建之君)

反対というかですね、この道州制に対してこの意見書を提出しても何の意味もないんじゃないかな、という感じがいたします。理由はですね、この中に書いてる「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま」ということになっております。

この場合ですね、土庄町と小豆島町が今、統合病院を作っておる件につきまして、全く同じだと思います。期限を区切った導入内容ありきで今病院の方もやっております。全く押し切れとるような状況で、国、県、小豆島町、うちの町は全部執行部が証明しとるような状況です。

だから、これを出すんだったら病院に対してですね、町議会としても、もっと期限を切られてやね、そこまでにできんのだったら厚生労働省に文句言ったらいい。意見書出すべきじゃないかなと。そういう中で、この道州制だけに対する反対しても、しょうがないんじゃないかと。国に押し切られるような感じがいたします。

今、国の借金が 1,000 兆とっておりますけど、これがこれ以上増やさんためには、公務員改革せないかんという中で、その中から道州制が出てきたんじゃないかなと思います。国の借金は 1,000 兆なんですけど、おそらく公に公表されてないんですけど、47 都道府県の借金が 3 分の 1 くらいあるんじゃないかと。300 兆円くらいあるような感じはします。

その中で、国と地方、都道府県の債務が 1,300 兆か 1,400 兆ぐらいあるような中でですね、国民の今財産が 1,400 兆あることになっておりますけど、借金と国民全体の負債と資産とが帳消しのような状況で、今後これ以上が負債の方が上回ったらいかんいう中で、道州制が持ち上がったと思うんです。道州制にするということは、県がもういらんんじゃないかと。都道府県がいらんんじゃないかというのが国の方針だと思います。県が作った予算、それから債務に関してですね、国と市町村の団体と、県を除けて直轄にしたいために道州制にするんじゃないかな、という感じがします。

ただ道州制に移っても、税金が今のままで全部国が吸い上げて上からずっと下ろしてくるやり方だったら、あんまり地方自治に対する権限が増えない訳なんですけど、そこいらあたりも何の議論もなされてないまま道州制に行っとな

ですけど、一番の効率性、経済性を優先しとることは間違いないと思いますので、この我々の市町村が今の既存のままですとやりたいということは分かりますけど、あんまり意味がないんじゃないか。これを出しても、おそらく間違いなく押し切られるという考え方を私は思っております。以上です。

○6 番（川本貴也君）

3 番山田議員のご質問にお答えいたします。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な中たちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっておりますので、事務権限の受け皿という名目のもとで、町村は事実上の強制合併を余儀なくされると。住民と行政との距離が遠くなるということが、最大の考えられることでありまして、ここで意見書を提出し、山田議員も出しても意味がないというところもありますし、先ほど山田議員が言われたとおり病院の問題を例に出されて、こちらの方にこれも同じような形で病院の方もやったらいいんじゃないかということと言われておりましたけども、病院も確かに我々議員も再三再四反省するところが多々あったかと思っておりますので、それを反省と踏まえてですね、どうなるか分かりませんが、とりあえず我々の意思表示として提出しようということで、こちらの方を提案させていただきました。以上でございます。

○10 番（川口幸路君）

私は道州制導入に断固賛成の立場から反対します。

○議長（三枝邦彦君）

ちょっと、これは討論じゃない、質疑。次、あの。

○10 番（川口幸路君）

理由は、私は我が町の。

○議長（三枝邦彦君）

川口さん、討論の方で。

○10 番（川口幸路君）

討論。

○議長（三枝邦彦君）

はい。

○10 番（川口幸路君）

討論はだめなの。じゃあ、どっちにしてもこれは反対。山田議員と似通ったところがあるけど、反対。

○議長（三枝邦彦君）

質疑でございますので。

他にございませんか。

(発言者なし)

○議長（三枝邦彦君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（三枝邦彦君）

発議第 2 号、道州制導入に断固反対する意見書についての討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

10 番 川口幸路君。

○10 番（川口幸路君）

私は 8 年前の平成の大合併、島はひとつという願いがあったわけ。だけど、残念ながら失敗したと。過去のことはよろしいですけども、今現状我が町の状況を考えたときにね、やはり税収は減り、人口は減り、皆さんご存知のように、箱もの事業はこれからどんどん出るわけ。

まさに、町債も 100 億を超えて、借金ですね、超えて大変なときなんですという思いを持っておるわけ。病院問題も今山田さんがおっしゃったように、病院が新病院になりますけども、私は県立病院はね、今度できますけど、県ですよ。三豊でも三豊市立病院、市なんです。

今回、我が町がつくるのは、土庄町と小豆島町、2 町の病院なんですよね。2 町で首長が 2 人おる中の病院経営というのは、町長が執行権持ってるんですけどね、2 人おればね、良い時はまあまあ穏やかなんですけどね、少し間違ったら喧嘩が始まりますよ。赤字になってきたらね、どこが悪いとか、そらあんとこや、こっちや言うてね。そういうこともあるんで、私はこの病院ができると同時にね、島はひとつに合併してほしいなと、そういう思いがあるので、この書いているように、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いと書いてるわけ。その高いのは何かと言うとね、市町村の首長、議員は合併すると減りますよね。我が身を減らすんだから。それに対してね、既得権のそれをね、ものすごく既得権をね言うとするわけ。

やはり島を考えて、町を考えたときには、ここはね非常に厳しいんですけどね、やはり道州制で合併の方に向かっていくことをね、私は島はひとつ、できれば高松でもいいんです。これは個人的な見解ですから、皆さんいろいろ考え方はありますんでね、何もどれが正しいかは別にして、私はあくまでもこういう観点から道州制導入についてはぜひ進めてほしいなという願いがあつて、そ

ういう意味で反対します。以上、終わり。

○議長（三枝邦彦君）

賛成討論の発言を許します。

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

まず初めに、私はこの道州制の導入に対して断固反対する立場から、委員長の提案に対して賛成討論を行いたいと思います。今、委員長が読み上げられましたように、内容としましてはこの道州制というのは小さな市町村を破壊する行為だということで、今、国会でも市町村議会議長会でも大きな問題となっております。それを受けた上での、今委員長が発言された内容、非常に私としては重大なお願いだと受け取っておりますので、ぜひこの意見書は出したいというふうに思っております。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

他に討論はございませんか。

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

2 番濱中です。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。山田さんがおっしゃるように、確かに顕著な効果っていうのは僕もあんまりないんじゃないかと思いますがけれども、やっぱり市町の将来を考えると、言うべきことはちゃんと言う必要があると思いますので、賛成したいと思います。以上です。

○議長（三枝邦彦君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（三枝邦彦君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号については反対がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（三枝邦彦君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

散会

○議長（三枝邦彦君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前 11 時 25 分